

新型コロナウイルスの影響により前倒しで公募開始！ ＜小規模事業者持続化補助金公募開始のお知らせ＞

持続化補助金は小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援する制度です。補助金の申請にあたっては、商工会議所へ事業支援計画書の作成、交付を依頼する必要があります。

1. 公募期間 令和2年3月10日(火)～
2. 補助対象者 小規模事業者(従業員20人以下、商業・サービス業は5人以下)
※新型コロナウイルス感染症により経営上の影響を強く受けた事業者」に対する政策加点が追加されています。
(但し、市町村発行の売上減少証明書が必要となります。)
3. 補助上限額 50万円(補助率2/3)
4. 応募締切 第1回受付締切：令和2年 3月31日(火)
第2回受付締切：令和2年 6月 5日(金)
第3回受付締切：令和2年10月 2日(金)
第4回受付締切：令和3年 2月 5日(金)
※第1回受付締切後も申請受付を継続します。
5. 公募要領 <https://r1.jizokukahojokin.info/>
※応募される方はURL記載の公募要領を必ずご確認ください。



＜お問合せ先：新津商工会議所 経営指導員(近藤・真野・柳)まで＞

資金繰り円滑化相談会(毎月、定例開催！)

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に定例相談会を開催しています。どうぞご利用ください。

- 新潟県信用保証協会定例相談会(原則毎月第1火曜日10:00～)
4月 7日(火) ・ 5月 7日(木)
- 日本政策金融公庫定例相談会(原則毎月第2火曜日10:00～)
4月14日(火) ・ 5月12日(火)

相談会のご利用は当所経営指導員(近藤、真野、柳)までご予約をお願いします。

～ 振替納税をご利用の方へ ～

確定申告の提出期限が4月16日(木)まで延長されたことに伴い申告所得税及び復興特別所得税と個人事業者の消費税及び地方消費税の振替納税をご利用の方の口座振替日が下記の通り変更となりました。

	(変更前)	(変更後)
申告所得税	4月21日(火)	→ 5月15日(金)
個人事業者の消費税	4月23日(木)	→ 5月19日(火)

新型コロナ 助成金制度 ＜雇用調整助成金の特例措置について＞

【助成率】	中小企業2/3、大企業1/2
【助成額の上限】	対象労働者1人あたり8,330円
【支給限度日数】	1年間で100日(3年間で150日)

1. 対象事業主の拡充

雇用調整助成金は経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度です。このたび、対象事業主に「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主」が追加されました。

2. その他の特例

- ・休業等の初日が令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用
- ・雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満も助成対象
- ・前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象
- ・過去の受給日数にかかわらず、特例の対象となった支給限度日数まで受給
- ・事後提出は令和2年5月31日まで可能
- ・生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮(10%以上の減少)
- ・事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象 など

詳細はインターネット「厚生労働省 雇用調整助成金」を検索下さい。

＜お問合わせ先：職業対策課 助成金センター(TEL025-278-7181)＞

＜新型コロナウイルスによる緊急影響調査結果について＞

当所では3/5～3/9、役員議員74事業所を対象に新型コロナウイルスによる緊急影響調査を実施しました。結果は、悪影響が出ているが55%、今後悪影響が見込まれるが37%となり、全体の9割以上に影響が出ています。

詳細な調査結果は当所ホームページの新着情報又はお知らせよりご覧頂けます。

新津商工会議所 CCIEXPRESS (No.405-2)

特別経営相談窓口開設のお知らせ (3/14(土)・3/28(土))

当所では新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口を開設中ですが、3月14日(土)と3月28日(土)の2日間(10:00~16:00)においても窓口を開設します。お待たせしないように、極力、電話連絡の上ご来所下さるようお願い申し上げます。

新型コロナ 資金繰り対策①

<新型コロナウイルス感染症特別貸付及び特別利子補給制度>

新型コロナウイルス感染症特別貸付及び特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現します。

1. 新型コロナウイルス感染症特別貸付

日本政策金融公庫等が新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者(フリーランスを含む)に対し、融資枠別枠の制度を創設。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。

金利※	融資限度額	用途	返済期間	その他
基準金利▲0.9% (当初3年間)	6000万円 (国民事業)	設備 運転	20年以内 15年以内	別枠設定 無担保、据置は5年以内

※当初3年間の金利 国民事業基準金利1.36%→0.46%

※個人事業主(フリーランス含み小規模に限る)は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

※令和2年3月2日時点、信用力や担保の有無にかかわらず利率は一律。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受け次のいずれかに該当する方

- ①最近1ヶ月の売上が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、最近1ヶ月の売上が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - a 過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む。)の平均売上高
 - b 令和元年12月の売上高
 - c 令和元年10月~12月の売上高平均額

2. 特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により貸付を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きいフリーランスを含む個人事業主、また売上が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施。

【適用対象】「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者等のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主(フリーランス含み、小規模に限る): 要件なし
- ②小規模事業者(法人事業者): 売上高▲15%減少
- ③中小企業者(上記を除く事業者): 売上高▲20%減少

※利子補給は当初3年間、補給対象上限は国民事業3000万円、中小事業1億円

※利子補給の申請方法、具体的な手続きは、詳細が固まり次第中企庁HP等で公表。

<お問合せ先: 日本政策金融公庫 新潟支店 (TEL025-246-2011) >

新型コロナ 資金繰り対策②

<経営改善貸付(マル経融資)の金利引き下げ>

小規模事業者経営改善貸付(通称:マル経融資)は、商工会議所等の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度で、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、金利の引き下げが実施されました。

金利※	融資限度額	用途	返済期間	その他
基準金利▲0.9% (当初3年間)	1000万円	設備 運転	10年以内 7年以内	別枠設定、無担保無保証人 据置は3~4年以内

※当初3年間の金利 マル経基準金利1.21%(R2.3.11時点)→0.31%

【融資対象】下記の要件を全て満たした方

- ①最近1か月の売上が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少の方
- ②原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ③最近1年以上、新潟市秋葉区(新潟地域)内で事業を営んでいる方
- ④常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下(宿泊業及び娯楽業は20人以下)、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方
- ⑤所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑥日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

<お問合せ先: 新津商工会議所 経営指導員(近藤・真野・柳)まで>

新型コロナ 資金繰り対策③

<セーフティネット保証4号・5号>

セーフティネット保証は、経営の安定に支障が生じている中小企業者を一般保証(最大2.8億円)とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度です。

○ セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の100%を保証。※売上が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○ セーフティネット保証5号

重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠(最大2.8億円、4号と同枠)で借入債務の80%を保証。※売上が前年同月比▲5%以上減少の場合

※ご利用手続の流れ(4号・5号)

- ①対象となる中小企業者の方は、本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行います。
- ②希望の金融機関又は最寄りの信用保証協会に認定書を持参し、保証付き融資を申し込みます。

<お問合せ先: 新潟県信用保証協会又は取り扱い金融機関まで>